

令和 3 年度地下水水質測定結果について

本調査は水質汚濁防止法第 16 条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内における地下水の汚染状況を把握するため常時監視するもので、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の 3 つの調査区分により段階的に実施している。(資料 1-図 1)

1. 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を 5 年で一巡する調査で、市内 5 地点で測定した結果、全ての地点において環境基準値を達成したが、市川地区及び新井田地区にて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値の 8 割を超えて検出された。(資料 2-表 1)

当地区については、次の段階として令和 4 年度に汚染井戸周辺地区調査を実施する予定である。

2. 汚染井戸周辺地区調査

前年度の概況調査により有害物質が検出された地区について汚染範囲を確認するための調査であるが、令和 2 年度の調査では検出された地区がなかったため実施していない。

3. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内 34 地点それぞれの測定項目について測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 7 地点、ほう素が 2 地点、ふっ素が 1 地点で環境基準値を超過した。(資料 2-表 2)

環境基準値を超過した地点については、井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3 年間連続して環境基準値の 9 割を超えないことを確認した 11 地点については調査を終了する。(資料 2-表 3)

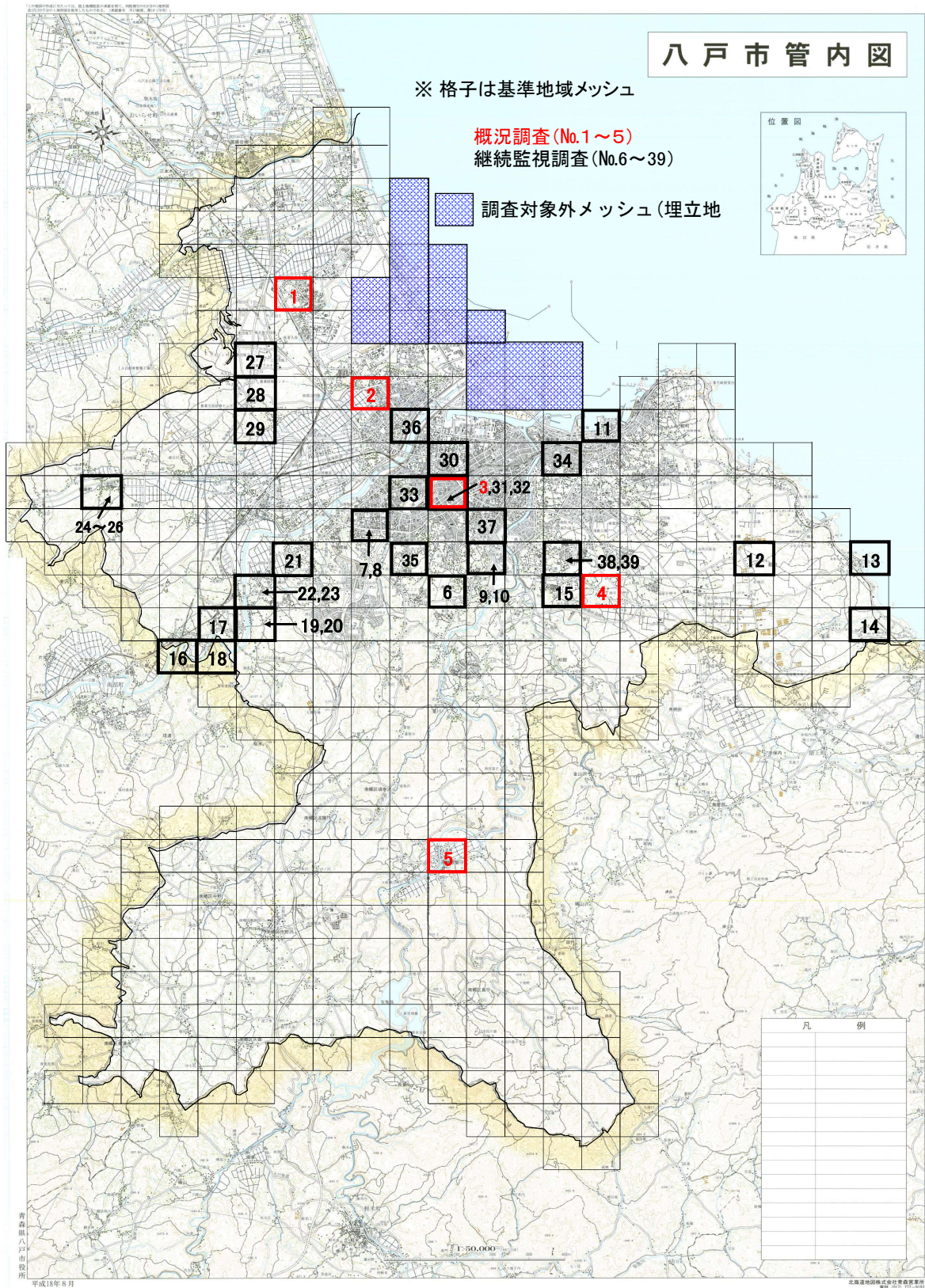


図1 令和3年度地下水水質調査地点

資料 2

表 1 概況調査検出地点(検出地点数/調査地点数=2/10)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
1	市川	<30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.7	10
4	新井田	80	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9.6	10

表 2 継続監視調査超過地点(超過地点数/調査地点数=10/34)

No	地区名	深度(m)	基準超過項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
11	築港街	60~80	ほう素	<u>1.2</u>	1
15	妙	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10
17	上野	30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>15</u>	10
20	櫛引	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>12</u>	10
21	田面木	200	ほう素	<u>2.6</u>	1
22	八幡	30以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10
32	内丸	30以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>12</u>	10
34	湊	50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>13</u>	10
36	石堂	100以上	ふっ素	<u>0.99</u>	0.8
38	新井田	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10

表 3 継続監視調査終了地点(終了地点数/調査地点数=11/34)

No.	地区名	深度(m)	調査項目
6	中居林	50	砒素
7	根城	不明	鉛
9	田向	70	砒素
10	田向	不明	砒素
14	金浜	5~10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
19	櫛引	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
29	尻内	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
31	内丸	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
33	内丸	8	有機塩素系化合物 (クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
37	類家	5	鉛
39	新井田	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素